

innoventier弁護士法人
Power for the Business

企業法務相談室



〈第57回〉

2003年京都大学法学部卒業、04年弁護士登録。法律事務所代表を経て、18年12月より弁護士法人イノベンティアに所属。主に企業・事業主をクライアントとし、知的財産法、コーポレート、労働法等の分野において、相談、契約書等の作成・レビュー、訴訟・交渉に携わっている。

今回のご相談

二〇二二年度に人事労務関連の法改正があると聞きましたが、どのようなものですか？

企業担当者としてどのような点に注意する必要がありますか？

- 二〇二二年度に施行される人事労務関連の法改正はいくつもありますが、本項では以下の点について、詳しく説明したいと思います。
- ① パワーハラ防止措置の義務付け
 - ② 育児介護休業法の改正

一・はじめに

二〇二二年度に施行される人事労務関連の法改正はいくつありますが、本項では以下の点について、詳しく説明したいと思います。

二・パワーハラ防止措置の義務付け

企業・事業主に対してパワーハラ防止措置を義務付ける改正労働施策総合推進法は、大企業に対しては既に施行されていましたが（二〇二〇年六月一日）、二〇二二年四月一日からは中小企業に対しても施行されることとなります。

そのため、すべての企業・事業主は、以下の措置を講じる必要があります。努力目標に止まるものではなく、法的な義務となりますので、必ず講じなければいけません。

- ① 企業・事業主として、職場におけるパワーハラに関する方針等を明確化し、労働者へ周知・啓発すること。

具体的には、職場におけるパワーハラの内容・定義、パワーハラを行ってはならない旨の方針、パワーハラ行為者について厳

正に対処する旨の方針、対処・処分の内

容を就業規則等の文書に規定するとともに、研修等を通じて労働者に周知・啓発することが必要となります。

② 労働者からのパワーハラについての相談に応じ、適切に対応するため必要な体制を整備すること。

具体的には、社内・事業所内でのパワーハラに関する相談窓口を予め定めて、労働者に周知するとともに、社内体制や対応マニュアルを整備することにより、相談窓口担当者が相談内容や状況に応じて、適切に対応できるような体制を構築することが必要となります。

- ③ 労働者から職場におけるパワーハラの相談を受けた場合には、迅速かつ適切な対応を講じること。

具体的には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、パワーハラの事実が確認できた場合には、速やかに被害者に対する配慮のための措置を適切に行うとともに、パワーハラ行為者に対する措置を適切に行う必要があります。また、パワーハラの事実が確認できたか否かにかかわらず、再発防止に向けた措置を講じる必要があります。

す。やはり社内体制や対応マニュアルを整備することが重要と思われます。

④ 併せて講すべき措置

パワーハラに関する相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知すること。

パワーハラに関する相談をしたこと等を理由として、労働者が解雇その他の不利益な取扱いをされない旨（労働者がパワーハラに関する相談を行ったこと、または、企業・事業主による対応に協力したこと等を理由として、労働者が解雇その他の不利益な取扱いをされない旨）を定め、労働者に周知・啓発すること。

① 二〇二二年四月一日施行

男女ともに仕事と育児を両立できるよう、育児介護休業法が段階的に施行されます。

ア 企業・事業主に対して、労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境を整備することが義務付けられます。

具体的には、育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施、相談体制の整備等（相談窓口の設置）、育休取得事例の収集・提供、育休制度と取得促進に関する方針の周知のいずれかの措置を講じる必要があります（厚生労働省は、複数の措置を講じることが望ましいとしています）。

イ 妊娠・出産（配偶者を含みます）の申し出をした労働者に対する育休制度等に関する個別の周知・意向確認の

措置を講じることが義務付けられます。具体的には、妊娠・出産を申し出した労働者に対して、育児休業・産後パパ育休に関する制度、申し出先、育児休業給付に関する情報、育休期間中の社会保険の取扱いを個別に周知するとともに、意向確認も個別に行う必要があります。

ア、イとも、二〇二二年一〇月一日からの施行となります。

ウ 有期雇用労働者の育児介護休業取得の要件が緩和されます。

* 産後パパ育休（詳細は下記②を参照ください）に関しては、上記ア、イとも、二〇二二年一〇月一日からの施行となります。

イ 有期雇用労働者が育児介護休業を取得するためには、要件緩和措置の適用を除外することが認められています。

ア 二〇二二年一〇月一日施行

ア 産後パパ育休（出生時育児休業）制度が創設され、現行の育休制度とは別に、産後パパ育休を取得することが可能となります。

ただし、労使協定の締結によつて、引き続き雇用された期間が一年未満の労働者について、要件緩和措置の適用を除外することが認められています。

ア 二〇二二年一〇月一日施行

ア 産後パパ育休（出生時育児休業）制度が創設され、現行の育休制度とは別に、産後パパ育休を取得することが可能となります。

四・まとめ

このように、企業・事業主としては、パワーハラ防止措置の義務付けや育児介護休業法の改正に沿つた、社内制度や対応マニュアルの整備、就業規則の見直しが必要となるものと予想されますので、順次準備を始めるとともに、適宜弁護士等専門家にご相談ください。